

第2回菊池川学識者懇談会

日時:平成23年5月9日(月)10時~12時

場所:菊池川河川事務所 第1会議室

議 事 次 第

1. 開会挨拶

2. 委員長選出

3. 議事

- | | |
|----------------------|--------|
| ①菊池川水系河川整備計画【原案】説明 | 【資料-1】 |
| ②委員(事前説明)からの意見と考え方 | 【資料-2】 |
| ③住民説明会等の開催状況及び主な意見報告 | 【資料-3】 |
| ④菊池川改修事業の再評価について | 【資料-4】 |

4. 第3回学識者懇談会について

5. 閉会

菊池川学識者懇談会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	分野	所属・役職等
い だ たかのり 井田 貴志	公共経済学	熊本県立大学総合管理学部 教授
いまえ せいち 今江 正知	植物生態学	熊本記念植物採集会 名誉会長
おおもと てるのり 大本 照憲	河川環境、危機管理	熊本大学工学部 教授
きむら りろう 木村 理郎	歴史・文化	(元)山鹿市立博物館 館長
さとう ちよし 佐藤 千芳	植物	(有)熊本植物研究所 代表
しもつ まさし 下津 昌司	河川工学	(元)熊本大学工学部 教授
はなたに りょうすけ 花谷 良助	水利	(元)熊本県土地改良事業団体連合会 常務理事
ば ば けいじ 馬場 敬次	漁業	熊本大学 名誉教授
ふじい のりゆき 藤井 法行	魚類(淡水)	(元)阿蘇青峰高校 教諭
わたなべ えいふみ 渡邊 榮文	行政学	熊本県立大学総合管理学部 教授

設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、菊池川水系においては、平成20年3月26日に「菊池川水系河川整備基本方針」が策定されました。

また、基本方針に沿って今後概ね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「河川整備計画」を定めることとなりました。

河川整備計画(案)の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、河川整備計画の原案について学識経験者等からご意見を聴く場として「菊池川学識者懇談会」を設置するものです。

(参考)

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

菊池川学識者懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「菊池川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、菊池川水系河川整備計画の案を策定するにあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者としての意見を集約することを目的とする。

(組織等)

第3条 懇談会は、国土交通省九州地方整備局長が設置する。

2 懇談会の委員は、菊池川流域に関し、学識経験を有する者のうちから、国土交通省九州地方整備局長が委嘱する。

3 懇談会の委員の任期は、河川整備計画(案)の策定までとする。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

(公開)

第6条 懇談会は原則公開とする。公開方法について必要な場合は懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

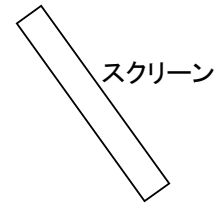
(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成23年3月9日より施行する。

菊池川水系河川整備計画 第2回学識者懇談会 座席表



委員長

